

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号	平成24年7月31日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) KDDI株式会社 代表取締役社長 田中孝司
--	--

主たる業種	移動電気通俗業					細分類番号	3	7	2	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号					<input checked="" type="checkbox"/> 又はウ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで										
基本方針	かけがえのない地球を次の世代に引き継ぐことができるよう、地球環境保護を推進することがグローバル企業としての重要な責務であるととらえ、環境に配慮した積極的な取り組みを会社全体で続けていきます。										
計画を推進するための体制	各本部・事業所・経営会議・グループ会社・関連団体から選任された委員で構成される「KDDI CSR環境委員会」を中心に環境マネジメントシステムを構築し、グループ全体で効率的な環境保全活動を推進していきます。										
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率					
	事業活動に伴う排出の量	6,248.1トン	6,143.2トン	トン	トン	-1.7 パーセント					
	評価の対象となる排出の量	6,248.1トン	6,143.2トン	トン	トン	-1.7 パーセント					
	実績に対する自己評価	通信施設の高効率設備(電源・空調)の導入および事務所における省エネ活動の実施により、温室効果ガス排出量は基準年度と比較して減少。									
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率					
	事業の用に供する建築物の用途 通信施設	事業活動に伴う排出の量 (原単位:万人)	1.58	1.55	1.55	-1.90 パーセント					
	原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業活動に伴う排出の量 (原単位:万人)				パーセント					
	実績に対する自己評価	通信施設の高効率設備(電源・空調)の導入および事務所における省エネ活動の実施により、原単位当たりの温室効果ガス排出量は基準年度と比較して減少。									
	重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考					
		125.0 ハート	122.0 ハート	122.0 ハート	122.0 ハート	ハート					
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	高効率設備(電源・空調)の導入 事務所における省エネ活動									
	(24)年度										
	(25)年度										
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自動車通勤規程の条件を満たし、会社の承認を受けた者とする。 (京都事務所は条件を満たさないため、原則自動車通勤禁止)									
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	京都市地球温暖化対策条例の施行以前より、上記措置は実施しているため、排出量への影響はない。									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考						
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン							
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン							
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン							
	グリーン電力証券等の購入によるもの	トン	トン	トン							
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン							
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン							
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「+αプロジェクト」「私のCO2削減アクション宣言45」での取り組みや、取扱説明書・梱包箱を回収する「取扱リサイクル」で発生した古紙売上金を活用した活動などを通じて、お客様/社員とともに全国の森林保全活動に取組んでおります。										
特記事項	平成22~平成23年度に亘り新事務所(基地局)運用開始。平成22年度新設分の基地局については、当初計画通りの基準年度排出量が年度途中からの実績に基づく数値となっていたため、各基地局が一年間稼働した場合の数値に変更する。 また、平成23年度新設分の基地局について、平成23年度における当該基地局からの温室効果ガス排出量は67tであるが、上記平成23年度の実績値に含めていない。当該基地局新設に伴う計画の変更(基準年度排出量、計画年度の削減目標の変更)は、これらの基地局が本格稼働状態となる平成24年4月から平成25年3月末の一年間の稼働実績に基づいて、平成25年6月頃に算出し、変更する予定。										

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。